

令和2年4月 21 日

関係者 各位

宇都宮花き地方卸売市場
開設者 株式会社宇都宮花き

新型コロナウイルス感染に関するお知らせ(第三報)

令和2年4月16日に政府より「緊急事態宣言」が全国に向けて発出されました。また令和2年4月18日(土)から5月6日(水)までの期間を対象とした「栃木県緊急事態措置」が福田栃木県知事より栃木県内全域に発出されました。「栃木県緊急事態措置の概要」は県のホームページをはじめ報道機関からも広く報じられているところです。

つきましては、宇都宮花き地方卸売市場における当面の対応につきお知らせ致します。

1. 市場機能の維持

宇都宮花き地方卸売市場は市場機能を継続致します。

2. 関係者の感染予防と対応

体温測定、3密回避、咳エチケット等にご協力をお願い致します。

3. 卸売の方法

予約取引、相対取引などの事前販売をインターネット、メール、電話、FAXなど通信機器を利用した遠隔取引の推進(せり売りの縮小化)。

4. 感染者発生時の対応。

ガイドラインでご案内致しました内容をご確認ください。

* 栃木県の電話相談窓口は 0570-052-092

* 宇都宮市の場合は「帰国者接触者相談センター(宇都宮市保健所保管予防課)」
028-626-1114又は厚生労働省コールセンター(0120-565-653)です。

例 a 保健所の判断で感染者の関係先を消毒します。

b 緊急時は各社(各自)で消毒作業実施。

c 濃厚接触者の出勤停止。

d 日常業務の優先度合いにより人員配分。

など

* 体調異変を感じたら周囲の人(家族、所属長、市場長など)にスグ連絡を!